

当麻町広報有料広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、当麻町が発行する広報とうま「我が郷土」(以下「広報」という。)に掲載する有料広告(以下「広告」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(基本原則)

第2条 広報に掲載する広告について、公共性と町民の利益を目的として、次の各号に掲げる基本原則を定める。

- (1) 公正で虚偽のないもの
- (2) 広告の受け手に不利益を与えることのないもの
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したもの
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したもの
- (5) 関係法規と社会秩序を守るもの

2 掲載された広告の責任については、町は一切の責任を負わないものとする。

(広告掲載の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、掲載しないものとする。

- (1) 広報の公共性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動及び意見広告に関わるもの
- (4) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (5) 前号に掲げるもののほか広報に掲載することが好ましくないと町長が別に定めるもの

(広告掲載の対象および優先順位)

第4条 広告を掲載する対象および優先順位は、次に掲げる順序とする。

- (1) 町内の私企業等
- (2) 公共性及び町事業等に深い関わりをもつ私企業等
- (3) その他、広告として掲載することが妥当であると町長が認めるもの

2 前号に掲げる優先順位が同列のものから広告の掲載希望があった場合、受付順とする。

(広告掲載の位置等)

第5条 広告を掲載する位置は、紙面作成の都合上、町に一任するものとする。

- 2 広告を掲載するスペースは、ページ内の1段（8.0 cm×18.2 cm）及び、2段（16.0 cm×18.2 cm）、3段（1ページ相当）とする。
- 3 広報1月号当たりの広告掲載紙面は、最大で2ページとする。
- 4 広告掲載の色数は1色（モノクロ）の印刷とする。

（広告掲載料）

第6条 広告掲載料は、別表のとおりとする。

- 2 同一年度内において6回を超える連続広告掲載をする場合、6回目以降については、別表掲載料金の50パーセントを割り引くこととする。ただし、割り引き適用範囲は、その年度内の広告掲載に限る。

（広告掲載の申込）

第7条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、当麻町広報有料広告掲載申込書（第1号様式）及び電子データ化された広告原稿を掲載希望する広報発行月号の前月の初日までに、町長に提出するものとする。

（広告掲載の決定）

第8条 前条の規定に基づく申込書を受理したときは、必要な事項を審査し、広告の掲載の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の審査結果に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、その結果について、当麻町広報有料広告（掲載・非掲載）決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。
- 3 広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、前条の規定に基づき提出した広告の電子データ化された広告原稿について、変更事項等がある場合は速やかに再提出するものとする。ただし、軽微な変更等に限る。
- 4 広告原稿のうち、デザインや表現内容などで掲載にふさわしくないとと思われるものについて、変更を指示することができるものとする。

（広告主の責任）

第9条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

- 2 広告主は、町税等を完納していなければならない。
- 3 電子データ化された広告原稿の作成に要する経費は、広告主の負担とする。

（広告掲載料の納入）

第10条 広告主は、広告掲載料を納付しなければならない。

2 前項の広告掲載料は、広告が掲載される広報発行日以前の町長が指定する期日までに、町が発行する納入通知書により一括納入するものとする。

(広告掲載の取消、中止)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取消又は中止することができる。

- (1) 広告掲載料を指定する期日までに納入しなかったとき
- (2) 虚偽の広告掲載をしたとき
- (3) 第3条各号のいずれかに該当したとき

2 前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告主に対し、当麻町広報有料広告掲載取消等通知書(第3号様式)を送付するものとする。

3 広告主は、諸事情により広告の掲載を取り消す場合は、当麻町広報有料広告掲載取消申出書(第4号様式)を広報発行日の25日前までに町長に提出するものとする。

(広告掲載料の還付)

第12条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由により広告の掲載ができなかったときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

別表(第6条関係)

区 分	金 額
ページ1段(8.0 cm×18.2 cm)	1回につき 10,000円
ページ2段(16.0 cm×18.2 cm)	1回につき 20,000円
ページ3段(1ページ相当)	1回につき 30,000円

第1号様式（第7条関係）

当麻町広報有料広告掲載申込書

平成 年 月 日

当麻町長 様

住所（所在地）
名 称
代表者職・氏名 ⑩
申 込 者 電 話 番 号
F A X 番 号
メールアドレス
担当者職・氏名

当麻町広報有料広告掲載要綱を遵守の上、次のとおり申込みます。

なお、申込みに当たり、当麻町の町税等の納入状況を確認することについて同意します。（町税等の納税証明書や領収書の写しがある場合は、それを添付します）

記

- 1 掲載希望月 平成 年 月号 ～ 平成 年 月号
- 2 掲載希望回数 回
- 3 掲載広告規格 8.0 cm × 18.2 cm（ページ1段）
 16.0 cm × 18.2 cm（ページ2段）
 1 ページ相当（ページ3段）
- 4 掲載広告内容
（電子データ化された広告原稿を添付すること）

第2号様式（第8条関係）

当麻町広報有料広告（掲載・非掲載）決定通知書

平成 年 月 日

様

当麻町長



平成 年 月 日付けで申込みのありました有料広告掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1 決定の区分

- 掲載する
 掲載しない
(理由)

- 2 掲載期間 平成 年 月号 ~ 平成 年 月号
3 掲載回数 回
4 広告掲載料 円

※広告掲載料は、平成 年 月 日までにお支払ください。

第3号様式（第11条関係）

当麻町広報有料広告掲載取消等通知書

平成 年 月 日

様

当麻町長



当麻町広報有料広告掲載要綱第11条第2項の規定に基づき、次の理由により広告の掲載の取消（中止）をしますので通知します。

記

1 広告掲載の取消（中止）の理由

(1) 第11条第1項第1号

(2) 第11条第1項第2号

(3) 第11条第1項第3号

第4号様式（第11条関係）

当麻町広報有料広告掲載取消申出書

平成 年 月 日

当麻町長 様

住所（所在地）
名 称
代表者職・氏名 ⑩
申込者 電話番号
F A X 番号
メールアドレス
担当者職・氏名

当麻町有料広告掲載要綱第11条第3項の規定に基づき、次の理由により
広告の掲載を取消したいので届け出いたします。

記

広告掲載の取消の理由

当麻町広報有料広告掲載要綱の取扱いについて

広報の有料広告掲載については、当麻町広報有料広告掲載要綱（以下「要綱」）に基づくほか、各項目の詳細については下記のとおりとする。

1. 広告掲載の範囲について（要綱第3条関係）

要綱に基づくほか、次の各号に該当するものとする。

- ア 飲食店関係の広告は掲載しない。ただし、専ら食事を主体とする食堂、レストランは除く。
- イ 医療、医薬、化粧品などの広告で、医療法、医師法、薬事法、あんまマッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律、柔道整復師法、歯科技工士法、医薬品等適正広告基準などの法令に抵触するものは掲載しない。
- ウ 人事募集、会員募集などの公告は掲載しない。
- エ 貸金など、いわゆるサラリーマン金融に関する広告は掲載しない。クレジットについては、銀行・信用金庫系、信販系、流通系に限り、キャッシングローンの広告は掲載しない。
- オ 商品先物取引に関する広告は掲載しない。
- カ 町内外で、マルチ商法・マルチまがい商法、キャッチセールス、アポイントメントセールス、SF商法（催眠商法）などや、これらに類似する方法で販売されたことがある商品などの広告は掲載しない。
- キ 意見広告は掲載しない。
- ク 販売期間などを明示する広告は、発行日の5日以降のものとする。
- ケ 以上の広告掲載条件を満たしても、消費生活センターなど公的機関に苦情があったり、紛争となっていたり、マスコミなどで問題となっていたりする会社の広告は掲載しない。
- コ 特に広報に広告を掲載することが好ましくないと町長が判断するものは、掲載しない。